

## 平成22年度 十和田市指定管理者総合評価結果通知シート

施設名	十和田職業能力開発校	
指定管理者名	職業訓練法人 十和田職業訓練協会	
指定期間	3年中2年目	平成21年4月1日 ~ 平成24年3月31日
施設概要	(設置目的) 労働者の職業訓練及び職業能力の充実強化を図り、労働者の職業能力の開発の促進と地位の向上に資することを目的とする。 (施設概要) (1)建物構造等:鉄筋コンクリート造、地上2階建(2)敷地面積:3525.74㎡(3)延床面積:1,188㎡	
指定管理者の業務	職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練に関する業務 能力開発校の維持管理等に関する業務	

施設所管課

商工労政課

評価項目	評価	評価の理由
開館時間、休館日の状況	B	開校日及び開館時間は、会員及び訓練生等に周知されており、協定等で定めたとおり遵守されている。
適正な人員配置	B	校長の配置及び開校中には常に1名以上の職員を勤務させることとした基準を満たしており、全会員が認定職業訓練実施に必要な指導員の資格を有しており、適切に配置されている。また、会員が青森県職業能力開発協会主催の研修に参加するなど、技能・技術向上のために取り組んでいる。
法令の遵守	B	職業能力開発促進法等関係法令を遵守されていると認められる。
維持管理業務(清掃、警備など)	B	機械警備・消防用設備点検について、定期的に施設の安全確認を行い、施設駐車場への関係者以外の立入禁止等の看板を設置するなど、事故防止や利用者の安全を保つために必要な措置が取られている。また、日常の清掃は職員及び使用者による自主的な清掃が適切に行われている。
文書の管理保存	B	協会の文書規程はないが、法律で定められているものは法定保存年限に基き、定めがないものは準じて7年保管するなど、適切に保管・整理している。

評価項目		評価	評価の理由
(管理運営状況)	報告書等の提出	B	期限内の提出及び内容は適切である。
	備品の管理	C	備品台帳は整備されているが、台帳と照らし合わせた定期的な確認等を行っていない。
運営状況	職業訓練実施状況	C	(普通課程) ・訓練生なし (短期課程) ・建築施工系木造建築科工作法の応用コース 5名 ・塗装系建築塗装科新塗装法コース 5名 合計10名
	サービスの向上に向けた取組	B	施設サービス・事業の見直しについて、協議を行っているが入校生の確保について成果にあまり繋がっていない。職員の接遇は適切であり、特に問題はない。
指定管理料	指定管理料の執行状況	B	予算内で適切に執行されている。
	経費節減状況	B	訓練生の減少により、収入が減少しているものの経費が抑えられており、収入に見合った効率的な運営が行われ、委託費についても必要最低限の委託費として、経費節減に取り組んでいる。
	経理区分	C	指定管理料用の専用口座は設けてはいないが、帳簿では収入・支出ともに分けて管理している。

評価項目		評価	評価の理由
危機管理対策	事故防止対策	B	設備や機器の自主点検及び日常の巡回が行われており、緊急時の連絡体制も整備されている。
その他	保険の加入状況	B	保険は市で加入している。
	守秘義務	B	漏えい防止に努めている。
	個人情報保護	B	所定の場所に保管し、保護の徹底に努めている。
	情報公開	B	実際に請求はなかったものの、十和田職業能力開発校に対する問い合わせへの対応について、全職員に口頭で通知して徹底に努めている。
	連絡調整等	B	市や会員との連絡調整等が適切に実施されている。

【 講 評 】 評価の結果についての総合的な評価内容

今年度、入校生を確保できず「短期課程」のみの実施となった。少子高齢化・景気低迷により、各事業所において、新入社員の確保が難しい状況下ではあるが、新たな入校生の確保及び若年者の技能向上に向けて、なお一層の取組みがなされることにより、早期の「普通課程」実施を期待するものである。

評価項目	評価	評価の理由
------	----	-------